

# 犯罪の被害に 遭わないために

問合せ 幸手警察署 ☎・FAX(42) 01110



## 犯罪の発生状況

今年1月～6月に市内では、刑法犯罪が228件発生しました。

なかでも、自転車盗が45件と多いので、たとえ短時間であっても、自転車から離れる場合は必ず施錠しましょう。

## 車のバッテリーなどの窃盗被害が多発!

県内では、車のバッテリーやナンバープレートが盗まれる窃盗事件が多発しており、市内でも駐車中のトラックからバッテリーが盗まれる被害が発生しています。

このような被害に遭わないために、防犯カメラやセンサーライトが設置されている駐車場を利用したり、盗難防止グッズを活用するなどしましょう。また、不審者を見た際は、警察への通報をお願いします。

## 振り込め詐欺被害に注意!

今年は、振り込め詐欺被害が増加しており、手口も悪質・巧妙化しています。

なかでも、キャッシュカードをだまし取る手口の詐欺が多発しています。

この手口は、警察官や金融機関の職員を名乗って電話をかけ、「あなたの口座が不正に使われています。これから金融機関の職員がカードを預かりに行きます」などと嘘を言って、キャッシュカードをだまし取るとともに、暗証番号を聞き出すものです。

「あなたの口座が悪用されている」「キャッシュカードを預かります」「還付金があります」などといった話は絶対に信用せず、不審な電話を受けた時は、警察への通報をお願いします。

# 秋の全国交通安全運動

9月21日(木)～30日(土)

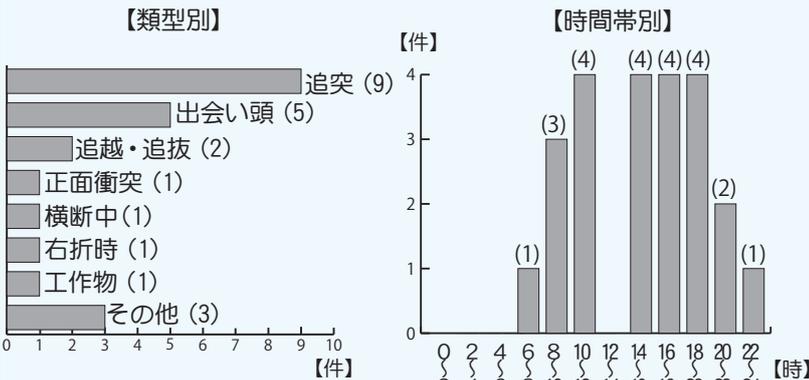
この時期の交通事故の特徴は、午後2時～8時(特に夕暮れ時)、国道4号などの幹線道路だけでなく、生活道路でも多発しており、追突事故や交差点での出会い頭が半数以上を占めています。

問合せ 幸手警察署 ☎・FAX(42) 01110

## 交通事故を防ぐためには

- 歩行者は** 反射材を着用し、明るい服装で外出しましょう。歩きながらスマートフォンなどを使用するのは大変危険なので、絶対にやめましょう。
- 自転車は** 自転車は軽車両です! 早めにライトを点灯し、信号機や一時停止などの交通ルールを守りましょう。
- 車やバイクは** 早めにライトを点灯して安全な車間距離を保ち、「ゆとり」をもった運転を心がけましょう。見通しの悪い交差点では、徐行または一時停止をして、左右の安全を確認し、歩行者や自転車の飛び出しに注意しましょう。

幸手署管内人身事故発生件数  
(平成28年9月1日～9月30日)



## 交通安全パレードの実施

問合せ 防災安全課  
内線 583・FAX(43) 7656

とき 9月16日(土)  
午前10時20分から  
ところ 市役所駐車場～東さくら通り  
※雨天中止の場合には、午前8時に防災行政無線でお知らせします。  
※パレード実施中は、片側通行の規制がかかりますので、迂回などご協力をお願いします。コース図は、市のホームページ (<http://www.city.satte.lg.jp/>) に掲載しています。

# 平成 28 年度 幸手市のごみ量

普通乗用車の重量が  
1 t ぐらいだよ!



平成 28 年度における幸手市のごみの排出量および排出されたごみの処理量について、ごみの種類ごとにお知らせします。  
問合せ 環境課 ☎(48) 0331・FAX(48) 2226

## — ごみ減量化のお願い —

ごみの減量化および資源リサイクルは、市民のみなさんの協力なしではできません。「未来のためにできること」を考え、「混ぜればごみ 分ければ資源」を合言葉に、引き続き、みなさんのご協力をお願いします。



## ▼排出されたごみは、どうやって処理するの？

ごみの種類	平成 28 年度	1 か月あたり	平成 27 年度
燃やせるごみは焼却処理 (杉戸町環境センター)	11, 106t	926t	11, 265t
みなさんの家から出た燃やせるごみ	8, 454t	705t	8, 576t
お店などから出た燃やせるごみ	2, 235t	186t	2, 260t
木くず・ふとん・リサイクル可燃性残さ	417t	35t	429t
資源物・有価物は処理先へ売却	3, 058t	255t	3, 220t
鉄・アルミ	346t	29t	324t
びん	315t	26t	330t
缶	126t	11t	134t
ペットボトル	163t	14t	166t
その他プラ	693t	58t	690t
紙・布 (新聞紙・雑誌・ダンボール・牛乳パック・布類)	1, 411t	118t	1, 575t
使用済み小型家電	4t	333Kg	1t
燃やせないごみや粗大ごみの処理	998t	83t	1, 049t
有害ごみ (処理委託)			
乾電池	9t	750kg	8t
蛍光管	4t	333kg	4t
破砕処理や選別・処理委託 ※可燃性残さは処理委託 ※不燃残さや可燃性残さ焼却灰は最終処分場へ	985t	82t	1, 037t

## ▼市全体のごみ排出量は 15, 162t

ごみの種類	平成 28 年度	1 日あたり	平成 27 年度
みなさんの家から出たごみ (収集・直接搬入)	12, 833t	35t	13, 195t
燃やせるごみ	8, 454t	23t	8, 576t
燃やせないごみ 危険・有害ごみ	669t	2t	708t
粗大ごみ	621t	2t	616t
資源物	3, 089t	8t	3, 295t
お店などから出たごみ (運搬委託・直接搬入)	2, 329t	6t	2, 339t
燃やせるごみ	2, 235t	6t	2, 260t
燃やせないごみ 危険・有害ごみ	19t	52kg	20t
粗大ごみ	39t	107kg	19t
資源物	36t	99kg	40t
排出量	15, 162t	42t	15, 534t

## 野外焼却はやめましょう



問合せ 環境課  
☎(48) 0331  
FAX(48) 2226

「近所でごみを燃やしている臭いがする」「洗濯物が汚れてしまった」など、ごみの野外焼却(野焼き)に関する苦情が市に多く寄せられています。紙くずを燃やしたり、庭木のせん定した枝葉を燃やしたりして、ご近所に迷惑をかけるいませんか？

ごみの野外焼却は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により、一部の例外を除いて禁止されています。産業廃棄物だけでなく、家庭から出る生ごみなどの一般廃棄物も同様に野外で焼却することはできません。廃棄物の焼却は、ダイオキシン類の発生の原因となるほか、焼却に伴う煙、悪臭、飛灰などにより、生活環境を悪化させることにもなります。ドラム缶、ブロック囲い、穴を掘つての焼却などのほか、

一定の構造基準を満たしていない焼却炉の使用についても、近隣住民のみなさんへの迷惑や有害物質発生の原因になりますので禁止されています。みなさんが快適で暮らしやすい環境を維持していくためにも、ごみはきちんと分別し、決められた方法で処分するよう、徹底をお願いします。なお、つぎのような焼却は例外として禁止されてはいませんが、煙などの発生により近所迷惑となる可能性がありますので、やむを得ず行う場合は、時間帯や風向きなどに注意を払うなど、周辺環境に十分配慮してください。・どんど焼きやお焚き上げなどの風俗習慣上の行事を行うために必要な焼却

・稲わらの焼却など、農業などを営むためにやむを得ないものとして行われる焼却  
・落ち葉焚きや焼き  
・芋など、日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却  
※煙や悪臭がひどく、苦情のあった場合は、公害として対応することがあります。

